

院長 コラム



一緒に考えましょう

健康のこと
医療のこと

⑤1

診療報酬改定



市民病院
院長 神谷里明

平成30年4月に医療費の支払い制度である診療報酬と介護費用の支払い制度である介護報酬の2つが同時に改定されました。診療報酬は2年に1回、介護報酬は3年に1回改定されています。医療を提供する保険医療機関（病院や医院が、保険者（国民健康保険、協会けんぽや組合健保、後期高齢者医療など）から受け取る条件や報酬額が変更されました。

診療報酬では初診・再診料、入院料、手術料、薬品費などが決められています。病院や医院はこの診療報酬が収入となり、そこから人件費、建物維持などの固定費や、治療に必要な物品や薬品の費用を支払います。残念ながら多くの公立病院では収入よりも費用の方が多くかかっており市や県などから繰入金などが入っています。

今回の改定は在宅医療の推進と、病

院、医院、介護施設の間の連携に重きが置かれました。以前にお話ししました、2025年問題に対してどう取り組んでいくのか方針が示されました。高齢化とともに増悪、改善を繰り返す患者が多くなり、治るまで病院に入院しているのではなく、ある程度良くなったところでその状態に適した場所に移っていく。また悪くなれば病院に戻る場合もあります。ただ今後平均寿命は延びるものの亡くなる方もどんどん増えていきます。

現在年間130万人の方が亡くなっていますが、2040年ごろには160万人の方が亡くなると予想されています。この亡くなる方々をどこで看取するのか？病院ですべて看取るのは不可能です。そこで在宅医療と在宅での看取りが必要となってくるのです。日ごろからかかりつけ医、かかりつけ薬局、かかりつけ歯科医院を持ち、最後まで自分の望む場所で暮らせる（暮らすということ）は食べて、排泄をして、寝る事が重要です。よつにする。そのための条件を作り上げるための方策です。

うまくいくかどうかは実際に暮らす皆さんがどういう生き方を望むのか。それをきちんと表明していくことが必要です。自分がどういう生き方をしたいのか、どう死にたいのか周りの方に伝えなければなりません。そこから始めませんか。